

都市公園法により公園に設置可能な施設①

1.公園施設

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路	植栽	休憩所	ぶらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台
	広場	芝生	ベンチ	滑り台	陸上競技場	温室	飲食店	さく	集会所
		花壇	野外卓	シーソー	サッカー場	分区園	宿泊施設	管理事務所	備蓄倉庫
		いけがき	ピクニック場	ジャングルジム	ラグビー場	動物園	駐車場	詰所	[耐震性貯水槽]
		日陰だな	キャンプ場	ラダー	テニスコート	動物舎	園内移動用施設	倉庫	[放送施設]
		噴水		砂場	バスケットボール場	水族館	便所	車庫	[情報通信施設]
		水流		徒渉池	バレーボール場	自然生態園	荷物預り所	材料置場	[ヘリポート]
		池		舟遊場	ゴルフ場	野鳥観察所	時計台	苗畑	[係留施設]
		滝		魚つり場	ゲートボール場	動植物の保護繁殖施設	水飲場	掲示板	[発電施設]
		つき山		メリーゴーランド	水泳プール	野外劇場	手洗場	標識	[延焼防止のための散水施設]
		彫像		遊戯用電車	温水利用型健康運動施設	野外音楽堂		照明施設	※[]内は省令で定めている施設
		灯籠		野外ダンス場	リハビリテーション用運動施設	図書館		ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む)	
		石組			ボート場	陳列館		くず箱	
		飛石			スケート場	天体・気象観測施設		水道	
					スキー場	体験学習施設		井戸	
					相撲場	記念碑		暗渠	
					弓場	遺跡等 (古墳、城跡等)		水門	
					乗馬場			雨水貯留施設	
					鉄棒			水質浄化施設	
					つり輪			護岸	
				これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)			擁壁		
							発電施設 (環境負荷の低減に資するもの)		
	その他これらに類するもの								

都市公園法により公園に設置可能な施設②

2. 占用が認められる施設

分類					公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められるもの
施設の 種類	電柱	通路	仮設工作物		工作物その他の物件又は施設 ①標識 ②食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設 ③環境への負荷の低減に資する発電施設 ④防火用貯水槽で地下に設けられるもの ⑤蓄電池で地下に設けられるもの ⑥水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの ⑦橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの ⑧索道及び鋼索鉄道 ⑨警察署の派出所及びこれに附属する物件 ⑩天体、気象又は土地観測施設 ⑪工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 ⑫土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場
	電線	鉄道	①非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられるもの		
	変圧塔	軌道	②競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられるもの		
	水道管	公共駐車場			
	下水道管	※地下に設けられるもの			
	ガス管				
	郵便差出箱				
	信書便差出箱 又は公衆電話所				

分類						保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用されるものに限る)
児童福祉法関係		身体障害者福祉法	老人福祉法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	
施設の 種類	障害児通所支援事業居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援のみを行う事業を除く)		身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設	老人デイサービスセンター	障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設	
	放課後児童健全育成事業		身体障害者福祉センター	老人福祉センター		
	一時預かり事業				地域活動支援センター	
	小規模保育事業の用に供する施設					
保育所						